

鳥取県高校生英語弁論大会審査会運営要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県高校生英語弁論大会審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査・審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県高校生英語弁論大会における、参加者の弁論審査、採点及び順位の決定に関すること。
- (2) 鳥取県高校生英語弁論大会における、参加者の技量向上や参加者が在籍する学校の指導に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、鳥取県内の高校生等の英語弁論能力の向上に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、審査員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 審査員の任期は、任命の日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 審査会に審査員長を置き、審査員の互選によってこれを定める。

- 2 審査員長は、審査業務を総理し、審査会を代表する。
- 3 審査員長に事故あるときは、あらかじめ指名する審査員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審査会は、審査員長（審査員長が定まる前にあつては審査会の庶務を行う所属の長）が招集し、審査員長がその議長となる。

- 2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した審査員の過半数で決し、可否同数のときは、審査員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課において行う。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。